

県南広域振興局長告示第 71 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 4 月 30 日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600439	J A きたかみふれあいセンター	北上市和賀町藤根 18 地割 39 番 3 号	平成 20 年 4 月 30 日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600801	J A きたかみふれあいセンター	北上市和賀町藤根 18 地割 39 番 3 号	平成 20 年 4 月 30 日